

目 次

- 第1章 製造所等の意義
 - 第2章 法別表第1に関する基準
 - 第3章 製造所の基準（危政令第9条）
 - 第4章 屋内貯蔵所の基準（危政令第10条）
 - 第5章 屋外タンク貯蔵所の基準（危政令第11条）
 - 第6章 屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第12条）
 - 第7章 地下タンク貯蔵所の基準（危政令第13条）
 - 第8章 簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第14条）
 - 第9章 移動タンク貯蔵所の基準（危政令第15条）
 - 第10章 屋外貯蔵所の基準（危政令第16条）
 - 第11章 給油取扱所の基準（危政令第17条）
 - 第12章 販売取扱所の基準（危政令第18条）
 - 第13章 一般取扱所の基準（危政令第19条）
 - 第14章 消火設備の基準（危政令第20条）
 - 第15章 警報設備の基準（危政令第21条）
 - 第16章 避難設備の基準（危政令第21条の2）
 - 第17章 仮使用承認に関する基準
 - 第18章 仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準
 - 第19章 予防規程認可に関する基準
 - 第20章 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準
-
- 別記1 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準
 - 別記2 電気設備の基準
 - 別記3 製造所等の配管に係る基準
 - 別記4 配管の付属範囲の例
 - 別記4の2 隔壁等を貫通する配管等の基準
 - 別記5 屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例
 - 別記5の2 アスファルトサンド及び雨水侵入防止措置に関する基準
 - 別記6 防油堤の細部審査基準
 - 別記7 地下貯蔵タンクの浮力計算例
 - 別記8 石油コンビナートの防災アセスメント指針（抄）
 - 別記9 不活性ガス消火設備の技術上に関する基準
 - 別記9の2 ハロゲン化物消火設備の技術上に関する基準
 - 別記9の3 泡消火設備の技術上に関する基準
 - 別記9の4 予備動力源の基準
 - 別記10 標識・掲示板の基準

資料 1 危険物判定資料

資料 2 火薬類の法上の規制

資料 3 建築基準法の用途地域と危険物施設の関係

◎ **法令等の凡例**

- 法 ……消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）
危政令 ……危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号）
危省令 ……危険物の規制に関する規則（昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号）
危告示 ……危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 4 9 年自治省告示第 9 9 号）
危告不 ……製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 2 3 年総務省告示第 5 5 7 号）
危告ハ ……製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 2 3 年総務省告示第 5 5 8 号）
危告泡 ……製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 2 3 年総務省告示第 5 5 9 号）
施行令 ……消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）
施行規則 ……消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号）
建基法 ……建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）
建基令 ……建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）
予防条例 ……奈良県広域消防組合火災予防条例（平成 2 6 年 4 月 1 日条例第 5 1 号）
予防規則 ……奈良県広域消防組合火災予防規則（平成 2 6 年 4 月 1 日規則第 3 6 号）
規制規則 ……奈良県広域消防組合危険物規制規則（平成 2 6 年 4 月 1 日規則第 3 7 号）

☆ ……参考文献

- 逐条解説危険物政令（東京法令出版株式会社）
危険物関係法令実例集（第一法規株式会社）
消防実務質疑応答集 危険物規制（株式会社ぎょうせい）
火災予防査察便覧（東京法令出版株式会社）
図解危険物施設基準の早わかり（東京法令出版株式会社）
消防危険物 a d v i c e（新日本法規出版株式会社）

◎ **参考とした運用通知等の凡例**

（例）（S34.10.10 国消甲予発第 17 号）

S：昭和
H：平成
ローマ字に続く算用数字は通知等が発行された年月日を示す。

◎ **用語の定義**

「JIS」

日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）

「製造所等」

法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所

「障壁」

危政令第10条第3項第4号の「厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁

「複数性状物品」

複数の類の品名に該当する物品

「保安物件」

危政令第9条第1項第1号イからへまでに掲げる建築物